

自己資本規制比率に関する検査用マニュアル

自己資本規制比率の正確性の検証

被検査証券会社の自己資本規制比率について証券取引法第5条2条及び証券会社の自己資本規制に関する内閣府令の定めるところにより、自己資本及び各リスク相当額の算定が正確に行われているかを検証する。

検証に当たっては別紙「自己資本規制比率に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト」により、実態が的確に把握されていることを検証し、自己資本規制比率の管理態勢に関する評価を行うものとする。また、自己資本又は各リスク相当額の算定が正確に行われていないことを把握した場合には、その背景・原因等となる自己資本規制比率の管理態勢の問題点を把握するものとする。

特に、内閣府令、事務ガイドラインのうち、以下の誤りやすい点について、自己資本規制比率が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。

【自己資本・補完的項目】

- ・ 補完的項目の合計額については基本的項目の合計額を限度としているか。（府令第2条第1項第6号）
- ・ 長期劣後債務については基本的項目の額の50%相当額が限度であり、残存期間が5年以内になったものは、毎年、残存期間が5年になった時点における額の20%に相当する額を累積的に減価しているか。（府令第2条第1項第6号ニ）
- ・ 短期劣後債務については、基本的項目の額から控除資産の額を控除した額の200%に相当する額を限度としているか。（府令第2条第1項第6号ホ）

【自己資本・補完的項目（長期劣後債務・短期劣後債務）】

- ・ 劣後借入金及び劣後特約付社債の届出書は、少なくとも破産及び会社更生といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容となっているか。（事務ガイドライン6-1-1(1)）
- ・ 長期劣後債務・短期劣後債務は次に掲げる性質のすべてを有しているか。（府令第2条第2項、第3項、事務ガイドライン6-1-1(2)）
 - 担保が付されていないこと。
 - 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が長期劣後債務については5年超（短期劣後債務については2年以上）のものであること。
 - 期限前弁済等の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である証券会社の任意によるものであり、かつ、当該証券会社が当該期限前弁済等を行うことについて金融庁長官の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。
 - 証券会社が長期劣後債務についてはその利金（短期劣後債務についてはその元利金）の支払を行うことにより自己資本規制比率が120%を下回ることとなる場合には、当該利金又は元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。
- ・ 上位債権者に不利益となる変更や劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容となっているか。（事務ガイドライン6-1-1(3)）
- ・ 劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っている場合には、当該資金の額を当該長期劣後債務の額又は当該短期劣後債務の額から控除しているか。（府令第2条第4項第3号）

【自己資本・補完的項目（長期劣後債務・短期劣後債務からの控除）】

- ・ 次の場合には意図的な資金提供を行っているものとして、当該資金の額を長期劣後債務又は短期劣後債務から控除しているか。
 - 劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に劣後特約付借入金を供与している場合又はこれらの者が発行した劣後特約付社債を保有している場合（事務ガイドライン6-1-2(1)）
 - 劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に経営再建・支援・資本増強協力目的として、資金の貸付けを行っている場合（事務ガイドライン6-1-2(2)）

劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の所有者の株券その他の有価証券等を経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受けている場合（事務ガイドライン6 - 1 - 2(3)）

- ・ 次の場合には意図的な資金提供を行っているものとされないが、当該資金の額を長期劣後債務・短期劣後債務から控除していないか。
劣後特約付社債を、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合（事務ガイドライン6 - 1 - 2(1)）
劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の所有者の株券その他の有価証券等を経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等からの調達により保有している場合、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合（事務ガイドライン6 - 1 - 2(3)）

【控除資産・控除資産から控除している担保金等】

- ・ 証券会社が自己の債務の担保に供した土地・建物の時価額等を控除資産から控除している場合には、当該土地・建物の時価額が適切に算出されているか。（事務ガイドライン6 - 1 - 3(1)）
- ・ 担保金その他の資産の時価額を控除資産から控除している場合には、当該担保金その他の資産が担保としてふさわしいものであるか、並びにその時価額及び当該時価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。（事務ガイドライン6 - 1 - 3(2)）

【リスク相当額】

- ・ 業務の態様に応じて合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、把握しているか。（府令第4条第4項）
- ・ すべての保有する有価証券等の時価額（月末にあつては、客観性の検証を行った時価額）に基づき、市場リスク相当額を適切に把握しているか。（事務ガイドライン6 - 2 - 1(1)）
- ・ 対象となるすべての取引又は資産等の与信相当額に基づき、取引先リスク相当額を適切に把握しているか。（事務ガイドライン6 - 2 - 1(2)）
- ・ 毎営業日、リスク管理について責任を負っている取締役は、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を了知しているか。（事務ガイドライン6 - 2 - 1(3)）
- ・ 保有する有価証券のうち貸し付けたものについては、取引先リスク相当額に加え、市場リスク相当額を算出しているか。（事務ガイドライン6 - 2 - 2）

【市場リスク相当額】

- ・ 保有する有価証券等について、標準的方式又は内部管理モデル方式により市場リスク相当額を算出しているか。（府令第5条第1項）
- ・ 合理的な理由があり、リスク・カテゴリーごと、業務の種類ごと又は一般市場リスク及び個別リスクごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出する場合には、それぞれの方式により算出した額の合計額を市場リスク相当額としているか。（府令第5条第2項）
- ・ リスク・カテゴリーごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合には
リスク・カテゴリーごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。（事務ガイドライン6 - 2 - 3(1)）
市場リスク全体を統一的に把握する部署が他の部署から独立して存在しているか。（事務ガイドライン6 - 2 - 3(1)）
- ・ 業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合には
業務の種類ごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。（事務ガイドライン6 - 2 - 3(2)）
市場リスク全体を統一的に把握する部署により、リスク・カテゴリーごとの市場リスク相当額が把握される体制となっているか。（事務ガイドライン6 - 2 - 3(2)）
- ・ 市場リスク相当額の算出において控除すべき固定資産等に含まれるもの及び保管有価証券を含めていないか。（府令第4条第2項）
- ・ 次のものも含めて市場リスク相当額を算出しているか。（府令第4条第2項）
引受期間における引受けに係る有価証券等
金銭の信託に係る信託財産をもって保有する有価証券等
空売りに係る有価証券等
信用買証券及び信用売証券
自己の債務の担保に供されている有価証券等

【市場リスク相当額・内部管理モデル方式】

- ・ 自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名、市場リスク相当額を算出する部署の名称及び組織の体制並びに内部管理モデル方式に関する社内規則が定められているか。(府令第14条第1項)
- ・ バリュース・アット・リスクの算出方法を修正したときには、遅滞なくその旨を金融庁長官に届け出ているか。(府令第16条第1項第1号)
- ・ 超過回数が4回以上となったときには、遅滞なくその旨を金融庁長官に届け出ているか。(府令第16条第1項第2号)
- ・ 内部管理モデル方式の承認を受けた証券会社は、超過回数が5回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が5回以上となった原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しているか。(府令第16条第2項)
- ・ 内部管理モデル方式を利用している証券会社(外国証券会社を含む。)に対しては、毎年、前年度におけるリスクの計測の過程及びリスク計測モデルに係る外部監査の結果を確認しているか。(事務ガイドライン6-2-6)

(注)「超過回数」とは、算出基準日を含む直近250営業日の営業日ごとの損益を算出した場合において、その日ごとの損失の額が保有期間を1日としてリスク計測モデルを使用して算出した営業日ごとのバリュース・アット・リスクを上回る回数をいう。ただし、当該回数が5回以上10回未満の場合において、当該回数の中に市場の特殊要因に起因すると認められるものがあるときには、当該回数から当該特殊要因に起因すると認められるものを控除することができる。(府令第12条第2項)

【市場リスク相当額・標準的方式】

- ・ リスク・カテゴリーのいずれにも属さない有価証券等については、合理的な方法により、市場リスク相当額を算出しこれを加算しているか。(府令第6条第4項)

【市場リスク相当額・金利リスク】

- ・ デュレーション法を用いる証券会社は、債券等の価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、これを保存するとともに、当該計測方法を継続して使用しているか。(府令第8条第5項)
- (注)「デュレーション法」とは、個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、価格感応度(債券等ごとに、別表第十一に掲げるデュレーション(キャッシュ・フローが発生するまでの期間についてキャッシュ・フローの現在価値により加重平均することにより得られる期間をいう。)の区分に応じ同表に定める想定金利変動幅に対する当該債券等の価格感応度として計測したものをいう。次項において同じ。)を乗じて金利リスクを算出することをいう。(府令第8条第4項第2号)

【市場リスク相当額・金利感応度分析】

- ・ リスク管理部署を金利感応度の分析の対象となる取引にかかわる部署から独立して設置し、毎営業日、金利感応度の分析を行っているか。(府令第9条第3項第1号)
 - ・ リスク管理部署が、金利感応度の分析に関する事項を記載した書類を作成し、これを保存しているか。(府令第9条第3項第2号)
 - ・ 合理的な数の期間帯に分けて、すべての期間帯に格子点を配置し、金利感応度の分析を行っているか。(府令第9条第3項第3号)
 - ・ 各格子点における金利の変化分の合成により得られる曲線が当該債券のポートフォリオの利回り曲線に係る同一の各格子点の金利の変化分の合成により得られる曲線と近似していること等、金利感応度を同一の金利の変動に対応する債券のポートフォリオの価値の変動と同視しうるか。(府令第9条第3項第4号)
- (注)「各格子点」とは、金利感応度の算出に当たって用いる各取引の利回り曲線に係る基準期間をいう。(府令第9条第3項第3号)

【市場リスク相当額・コモディティリスク相当額】

- ・ 同一のコモディティ等のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、相殺する場合には相関係数が10分の9以上であることを説明した書類を保存しているか。(府令第11条2項)

【取引先リスク相当額】

- ・ 取引の相手方から担保金その他の資産を受け入れており、与信相当額(信用取引を除く。)から担保金その他の資産の時価額を控除している場合には、次の点に留意しているか。(府令第17条第3項、第4項、事務ガイドライン6-2-7)

当該担保金その他の資産が担保としてふさわしいものであるか。

当該担保金その他の資産の時価額及び当該時価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。

- 異なる通貨間の金利等のスワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引、同一の通貨間の金利のスワップ取引、金利先渡取引及び有価証券店頭デリバティブ取引については、取引の相手方が定期的に又は最終決済時に支払うべき金額を支払うべきこととなった日から6営業日経過しても払い終えていない場合には、当該金額（取引の相手方から担保金として預託された資産を処分した場合にはその処分額を控除した額）を取引先リスク相当額としているか。（府令第17条5項）
- 承認業務については、当該業務に係る取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額を取引先リスク相当額に加算しているか。（府令第17条7項）
- 相対ネットリング契約の法的有効性について、取引の相手方が破綻した場合又は取引の相手方との間で紛争が生じた場合に、関連する法律に照らして、証券会社の与信が当該ネットリング契約の下で相殺された金額に留まると所管の裁判所又は監督機関が合理的に判断するであろうことを示す、リーガル・オピニオンを書面により確認しているか。（事務ガイドライン6-2-8(1)）
- 関連する法律について、少なくとも、次に掲げるものを調査しているか。（事務ガイドライン6-2-8(2)）
 - 取引の相手方に設立の免許又は許可を与えた国の法律及び取引の相手方の国外の営業所の所在する国の法律
 - ネットリングの対象となる個々の取引に係る法律
 - ネットリングを行うために必要な契約に係る法律
- 形式及び名義の如何にかかわらず、将来において債務保証契約の成立を約する契約を保証予約として取引先リスク相当額を算出しているかを確認しているか。この場合において、名義上、経営指導念書（子会社等が金融機関等から借入れを行う際に子会社等への監督責任を認め、子会社等に対し経営指導等を行うことを約して債権者に差し入れる文書をいう。）であっても、その記載内容に基づく法的効力が債務保証又は保証予約と同様と認められるもので、財務諸表等規則第58条の規定により貸借対照表に注記しなければならないものは、保証予約としているか。（事務ガイドライン6-2-9）
- 公表又は未公表を問わず、金融庁若しくは財務局による検査又は外部監査の結果、債務超過と認められた法人は、自己資本規制府令別表第18備考5(4)の「客観的に債務超過状態にあると認められた法人」としているか。（事務ガイドライン6-2-10）
- 自己資本規制府令別表第18備考3に規定する連結財務諸表提出会社が付与されている指定格付により取引先リスク相当額を算出することができる連結子会社は、連結決算の対象会社であって、当該連結決算について適切な外部監査を受けているものか。（事務ガイドライン6-2-11）

【基礎的リスク相当額】

- 計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用に現先取引費用を含めていないか。（府令第18条）

【報告・届け出】

- 毎年3月、6月、9月及び12月の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から1月を経過した日から3月間、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しているか。（証取法第52条3項）
- 自己資本規制比率が140%を下回った場合には、その都度、直ちに、その旨を金融庁長官に届け出、自己資本規制比率に関する届出書に自己資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書を添付し、金融庁長官に提出しているか。（証取法第52条第1項、府令第19条第1項第1号、第3項、第4項第1号）
- 自己資本規制比率が120%を下回った場合には、その都度、直ちに、その旨を金融庁長官に届け出、自己資本規制比率に関する届出書に自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書を添付し、金融庁長官に提出しているか。（証取法第52条第1項、府令第19条第1項第1号、第3項、第4項第2号）
- 自己資本規制比率が140%以上に回復した場合には、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出ているか。（府令第19条第1項第2号、第5項）
- 証券会社は、毎営業日ごとに、自己資本規制比率の状況を適切に把握しているか。（府令第19条第6項）